

新見市選管告示第37号

指定期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項において準用する同法第39条の規定により、第27回参議院議員通常選挙における指定期日前投票所を次のとおり指定する。

令和7年7月2日

新見市選挙管理委員会
委員長 中山博文



- 1 在外選挙人名簿に登録されている選挙人が国内において期日前投票を行う場所
住 所 新見市新見310番地3
場 所 新見市役所南庁舎